

圖書館用語辭典

圖書館問題研究会編

図書館用語辞典

図書館問題研究会編

角川書店

図書館用語辞典



1982年10月25日 印刷

1982年10月30日 発行

編者 図書館問題研究会
図書館用語委員会

発行者 角 川 春 樹

発行所 株式会社 角 川 書 店

東京都千代田区富士見2-13-3

振替 東京3-195208番

電話 東京(265)7111(大代表)

組版 株式会社 中台整版

製版・印刷 横山印刷株式会社

製本 株式会社 若林製本工場

530-031000-0946(0)

①落丁・乱下はお取り替えいたします。

監修

清水正三

久保輝巳

編集

図書館問題研究会

図書館用語委員会

森崎震二

大幸直子

大塚敏高

木村武子

島根雄二

鈴木順子

高橋美矢子

中村節子

原 竜也

松野幸雄

山崎正子

山田敦信

図書館問題研究会綱領

公共図書館の発展は、新しい時代の担い手である民衆の支持を受けてのみ可能であり、図書館奉仕も、平和な、明るい民衆の生活向上を目指してこそ、その意義を果すことができる。そのため
にわれわれは、過去の図書館運営に対する厳しい反省の上に立って、現実の社会、政治、経済との関連のもとに、公共図書館の切実な問題をとらえ、謙虚な態度で図書館奉仕の科学的、実践的な理論を確立するように努力する。従って、この立場から、既存の学問上、技術上の偏見を正し、お互の研究業績を批判的に発展させると共に、全般的なわれわれの研究成果をひろめ、日本図書館界の成果として、日常の場で実践する。

あ

アーカイブズ archives 公文書保存所のこと。公文書館ともいう。公私の文書・記録・史料・報告書などを収集・整理・保管しておく機関。近年では民主主義の発展に伴い、一般公衆の利用に供することを目的として、公的な資金によって設立・運営される機関となった。

保存される文書類は普通1部しかない。今までは国や地方公共団体の秘密主義や文書類の価値への無関心・無知によって貴重な文書類が非公開のまま処分されることが多かった。

我が国では最近、地方史研究の深まりや関係学会などの運動もあって、各地方自治体で設立されるようになってきた。しかし国の機関の設立は甚だしく遅れ、1959(昭和34)年日本学術会議議長から提出された「公文書散逸防止について」(勧告)が、その後具体化され、ようやく1971年7月総理府所管国立公文書館として設立された。

アート紙 (—し) art paper 美術紙。写真版や多色の印刷に用いられる高級な紙。上・中質紙を原紙として白色顔料を塗着し、光沢をつけて作る。製版印刷の発達とともに、1890(明治23)年ごろから製造され始めた。

IID ⇒ 国際ドキュメンテーション連盟

IIB ⇒ 国際ドキュメンテーション連盟

ISSN ⇒ 国際標準逐次刊行物番号

ISDS ⇒ 国際逐次刊行物データシステム

ISBN ⇒ 国際標準図書番号

ISBD ⇒ 国際標準書誌記述

IMCE ⇒ 国際標準書誌記述

ICSU ⇒ 国際逐次刊行物データシステム

IBBY ⇒ 国際児童図書評議会

アウトリーチ outreach 「手を差し伸べる」という意味で、図書館がこれまでよりも更にサービスの手を差し伸べ、より多くの人たちに図書館サービスを経験してもらおうという運動。特に1960年代末以降、アメリカ

カの、殊に都市の公共図書館が、社会変化への対応としてこれまで図書館サービス*の及んでいなかった人々に対して、積極的に働き掛けている活動をいう。1950〜60年代を通しての公民権運動の成果として、あるいは工業化の進展により、都市への黒人、プエルトリコ系など英語を話せない少数民族の進出が目覚ましく、白人の郊外転出もあって図書館の支持基盤に揺らぎが生じ、これまで「中産階級とのみ仲良くしてきた」図書館サービスの拡張が課題として顕在化した。サービスの及んでいなかった人々 (the disadvantaged) とは、言語上のハンディキャップのほかに、経済的苦境にある人、身体障害者、入院患者、老人などであり、その人たちに必要な活動、その人たちが利用出来るサービスを既存の活動の枠を超えて追求している。各種言語で書かれた図書の備え付け、生活情報や楽しみのためのさまざまな集会・行事活動、図書館に来にくい人には迎えに行くサービス、障害者サービスの改善等々を積極的に進めることにより、すべての住民に図書館と近づきになってもらい、その求めるサービスを保障しようとしている。→エクステンション・サービス

赤ちゃん絵本 (あかちゃんえほん) ⇒ 児童図書

赤本 (あかほん) (1)江戸時代中期(17世紀末〜18世紀前半)に江戸で発生した絵本で、草双紙の最初の形態。元禄(1688〜1704年)、享保(1716〜36年)ごろが全盛で、初期のころは、行成(こうせい)紙を表紙に用いていたが、のちにはもっぱら赤表紙を用いるようになり、ここから赤本の名が出た。大きさは、初め半紙半分ほどの小本(こほん 約25cm×16cm)、のちに中本(ちゅうほん 約28cm×20cm)となった。内容は、桃太郎・猿蓑合戦・舌切雀などの昔話を中心とした子ども向きの読物を初めとして、歌舞伎・狂言物、啓蒙・教訓的なものへと発展していった。文学上は、その時代を代表するものとはいえないが、童話研究上、あるいは黄表紙・合巻への発展基盤として重要な位置を占めるといわれている。作者としては、菱川師宣(ひしかわもろのふ)、近藤清春(こんどうきよはる)・西村

2 あきおか

重信(にしむらしげのぶ)らが知られており、版元としては鱗形(うろこがた)屋が著名。刊年は記されていないものが多く、値段も安く、読み捨て本であり、現存は少ない。

(2)明治以後、子ども相手の印刷も紙質も悪い小型本をいう。新古の物語・講談などを内容としており、赤を主とした極彩色の表紙を用いた、いわゆる豆本と称せられたもの。その類の本の出版社を赤本屋と呼ぶ。

(3)昭和になって、左翼思想関係図書について用いられた呼び名。

秋岡梧郎(あきおか ごろう) ⇨カード簿(秋岡式)・『図書館社会教育調査報告』・図書館職員養成所

昭島市民図書館(あきしましみんとしょかん) ⇨視聴覚資料・図書以外の資料・入院患者サービス

安芸市民図書館(あきしみんとしょかん) ⇨地方行政資料

秋田県立図書館(あきたけんりつとしょかん) ⇨巡回文庫

秋間玖磨(あきま くま) ⇨関西文庫協会

悪書追放運動(あくしょついほううんどう) 1950~55(昭和25~30)年ごろ、性を露骨に表現したり、暴力を助長するような出版物が氾濫したりして、青少年の育成に悪影響を及ぼすことが心配され、これらの不良出版物(悪書と称した)の排除を目的として起こった運動。地方自治体では、岡山県が1950年「図書による青少年の保護育成に関する条例」を定めて、優良図書の普及と有害図書の排除を進めたのに続いて、他県でも同様の内容の条例が相次いで制定された。

1955年、条例化に限定せず、むしろ積極的に子どもの文化を守ろうと、日本子どもを守る会*、東京母の会連合会、中央青少年問題協議会が有害図書の青少年に対する影響を重視して、この運動を更に展開し、やがて出版界でも、出版倫理綱領*を制定(1957年)、出版倫理協議会(1963年)を結成した。

1965年には、白波の「三ない運動」(読まない、見せない、売らない)が起きた。一方、運動の中で、悪書に対抗するために「子どもの手近によい本を」を合い言葉に、家

庭文庫*を中心とした読書運動*が広がっていった。この動きは、悪書追放の傾向を悪用して、取締まりから検閲*への布石が用意されるという意見を踏まえて、日本子どもを守る会などを中心に積極的で、健康的な、人間らしい文化を作る運動へと高揚されていった。→青少年保護育成条例

アクセス権(—けん) right of access アクセスということばにはいくつもの意味があるが、ここでは、「情報に近づく(アクセスする)権利」=「知る権利*」という概念で使われる場合と、更に意味を狭めて、情報の作り手であるマスメディア(テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等)に接近して、これを利用し、反論や異なった見解を発表することが出来る権利という意味で使われる場合の二つがある。

後者のマスメディア*に対するアクセス権は、言論の自由を保障することとのかかわりで特に大きな意味を持つものである。新聞・放送等のマスメディアが巨大化・独占化している現代において、情報の作り手・受け手の関係は固定化してしまっている。しかし、受け手が一方的に受け手のみの立場に立ったままではなく、その立場を逆転して意見を発表する場を保障することが当然考えられてもよい。そうすることによってマスメディアの受け手・送り手という画一化された状況を排することになり、それが言論の自由を確保する上で大きな役割を果たすのではないかと、それがアクセス権といえるものではないかと、という考え方である。このことについては、自民党の意見広告への反駁論文掲載要求をめぐるサンケイ新聞と日本共産党の訴訟(1974年)に関連して論じられた。

前者でいう情報に対するアクセス権の場合も、情報の作り手にアクセスすることが知る権利の保障につながると考えられ、後者の概念の拡大とみることが出来る。

図書館は、情報の作り手と受け手の仲立ちとしての大きな存在意義を持っており、図書館の自由*の確立が、情報および情報の作り手に対するアクセス権の保障ということに大きなかかわりを持っているといえる。→情報公開

参考文献：堀部政男『アクセス権』東大出版会 1977. 堀部政男『アクセス権とは何か——マスメディアと言論の自由——』岩波書店 1978.

アクセス・ポイント access point 情報を引き出すための項目。『英米目録規則*II』では「書誌記録の検索と識別の手掛かりとなる名称、名辞、略号（コード）等」と定義されている。従来からの検索手段であった標目、件名標目、分類記号のほかに、国際標準図書番号*（ISBN）、国際標準逐次刊行物番号*（ISSN）や印刷カード番号なども含まれる。コンピュータや複写機の導入により、検索手段となりうる項目の幅が広がり、かつ、カード複製が容易になったためである。なお、この語は従来のトレーシング*とはほぼ同義と考えられ、現在では「標目指示」といわれる。

芥川賞（あくたがわしょう）1935（昭和10）年、文藝春秋社が故芥川竜之介（あくたがわりのすけ）の業績を記念して、直木賞*とともに創設した賞。年2回、各新聞・雑誌に発表された新進・無名作家の小説を対象に、1作、場合によって2作が選ばれる。第1回受賞作は石川達三（いしかわたつろう）の『蒼氓（そうぼう）』で、以後純文学の登竜門として文学賞の代表になった。知名度の高い賞であるため、文学の領域のみならず社会的な関心事となっており、受賞作品は公共図書館でのリクエストも多い。

アザール（Hazard, Paul）⇒子どもの図書館

アシャム（Asheim, Lester）⇒マッカーシズム

ASLIB（アスリブ）Association of Special Libraries and Information Bureaux の略称。イギリスの専門図書館協会。

1926年、科学技術関係の企業体・学協会・研究所などによって創設され、1927年法人組織となった。1944年以来、イギリス政府から部分的ではあるが財政的援助を受けている。1948年には国際ドキュメンテーション連盟*（FID）のメンバーであった British Society for International Bibliography を吸収併合し、更に大きな組織となった。1978年におけ

るイギリス国内の会員は1415（個人を含む）、海外の会員は714（個人を含む）、計2129会員である（“The Work of ASLIB” 1978）。

会員への情報提供、科学技術関係論文記事の英文訳の索引の作成維持、翻訳者の登録、トレーニングコースの開催、種々の会合の主催などを業としている。“Journal of Documentation”（季刊、1945年創刊）を初めとする各種出版物を通じて、世界的にドキュメンテーション*の研究および活動の発展に貢献している。

遊び（あそび）一般に遊びの概念は、労働に対立する概念としてとらえられ、成人にとっては休息を意味する場合もあるが、子どもにとっては、遊びは生活であり、即学習であり、成長・発達に欠かせないものである。

しかも遊びは喜びをもたらすことによって子どもにも興味や関心・欲求を起こさせ、自主性や自律性をとも培う子どもの活動の源ともいえる。その意味で読書もまた広く遊びの範疇としてとらえられる。特に乳幼児にとって、本は、あるときはつかむ遊具であり、あるときはめくる遊具であり、その中で絵や物を発見する喜びを得るものである。

しかし、最近の教育状況を反映して、学齢以降、年齢が高くなるに従って遊びと学習（勉強）とを対立させる傾向が一般化し、ともすると読書についても学習の範疇に取り込まれる事態も生じている。その結果、一方では勉強・宿題のための読書、一方では気楽に読める趣味の本や実用書を主体とした読書という分極化の傾向も見られ、本来の自由で楽しい能動的な読書、つまり遊び即学習というような統合された読書が高学年になるほど減少してきている傾向がある。したがって、図書館としても、遊びとしての読書の問題を、受験体制など、子どもの置かれている状況とともに考える必要があろう。

最近、児童図書館奉仕の中に、遊びを積極的に採り入れて活動を展開している館も出てきている。遊びの本を紹介しつつ子どもとともに遊んだり、工作や折り紙などを行事として実施する館もある。これは、子どもの生活全体の中で読書の問題を積極的にとらえていこうとする現れであり、図書館における子ども

の発見の一つであるという評価もなされている(塩見昇『図書館における「子どもの発見」』『図書館界』vol. 25 no. 5, 6)。しかし一方では、図書館の場遊びを持ち込むことは、本来的な読書を阻害するものだという批判も出されている(間崎ルリ子『学校図書館と児童図書館』雄山閣 1976『日本図書館学講座 5』第Ⅱ部 児童図書館)。

今後の児童図書館奉仕の発展を考えると、遊びを学習と対立させるという狭い意味にとらえないで、読書を勉強と結び付けるような枠から解放し、子どもの成長・発達の中での遊び・読書の問題を広くとらえ、位置づけることが必要であろう。そうした意味で、1950年代から1960年代にかけて一時盛んだった図書館での「子ども会」活動を再評価することや、子どもの自主的な活動を中心とした、さまざまな遊びを採り入れて活動を展開しているバリのクラマー児童図書館の活動などに、学ばべき点が多いように思える。→児童奉仕

遊び紙(あそびがみ) flyleaf 見返しと扉(標題紙)との間にある、表裏2ページ分の白紙のこと。見返しの片側の「遊び」とは区別される。また、印刷工程上の台割り(印刷機1台に掛けられるページ数。通常、A5判では16ページ、B5判では32ページ)や、製本工程上の折丁*に合わせるために、余分に加えられた数ページの白紙を称することもある。

頭(あたま) ⇨天

後書き(あとがき) postscript 図書の巻末に書き添えられた文章のこと。跋(はつ)*・跋文・跋題・後記・奥書(おくがき・おうしょ)*・後序などともいい、付録*・索引*・奥付け*などとともに後付け*の一部をなす。編著者が自ら、執筆までの経緯や執筆後の感想、執筆意見・動機、内容についての解説、協力者への謝辞などを書くのが普通であるが、先輩や友人から寄せられた一文を、後書きとすることもある。また特に、奥書という場合には、刊本*・写本*・巻軸などの、主として江戸時代以前に出版された本の末尾に付けられたものをさす。後書きは、標題紙*、奥付け*などに次いで、書誌的データを得るための有力な手掛かりとなることが多い。

後付け(あとづけ) 図書の巻末にまとめて収録されている関連資料の総称。前付けに対して、本文の後に付けられることによる呼称である。具体的には、補遺・付録*・注記・参考文献・書目(書物の目録)・語彙集・索引*類・後書き* (後記)・跋(はつ)*などのほか、奥付け*なども含まれる。ページ付けが本文とは別になっていることがある。分類・目録作業にあたっては、前付けとともに貴重な手掛かりとされ、特に内容的に重要な付録・索引などは、図書目録中に注記*されていることが多い。雑誌などの本文の後に広告のページがまとめられていることも多いが、これを特に「後付け広告」という。

腔背本(あなせぼん) hollow back 本製本*の背固め*の仕方と表紙*の取り付け方の一つ。柔軟背(じゅうなんせ flexible back)、硬背(かたぜ tight back)とともに、本製本の背*の三様式といわれる。本の背と中身の間に、円柱形の厚紙を入れ、その外面を糊で背および中身に密着させ、天地から見ると穴状になったもの。腔背で造られた本は、閉じた状態では背が丸く、開くと中身の背の部分は表紙から離れて弓なりになる。見開きがよく表紙も傷まないが、背と中身の接着部分が少ないため、のど*の部分が弱い。現在の本製本では最も多く用いられている。→製本

アニメーション animation 静止した物体や映像を動いているように見せる、映画製作の技術。またはその技術によって作られた作品の総称。略して「アニメ」とも呼ばれる。絵や人形などの形や位置を少しずつ変えながら、フィルムを一コマ一コマ撮っていく漫画アニメ、人形アニメのほかに、フィルムに直接絵を描くシネカリグラフィーや、最近では、コンピュータによる立体アニメも生まれている。

図書館では視聴覚資料*として、劇場用アニメフィルムを16ミリフィルムに縮小プリントしたものを多く扱っている。更に、今後は、ビデオテープレコーダー*の普及によって、テレビアニメのビデオテープ*なども多く図書館に置かれるようになると思われる。

なお、アニメに関連して、特に児童奉仕において、二つの大きな問題が起きている。第

一は、文学作品のアニメ化によって、原作の価値とそのアニメの価値が混同されてしまうことによって生じる問題である。原作に忠実であることのみが、文学作品をアニメ化することの目的ではないので、原作とそのアニメには、どうしても食い違いが生じる。そこで、アニメを見て原作に入っていく子どもにとって、原作が「むずかしい厚い本」であったり、視覚に訴えるアニメのイメージから抜けきれずに、原作を十分に味わいきれなかったりする。また良質のアニメ作品が「原作と違う」という理由で否定されたりする。一方、アメリカには優れた絵本を作者の監修のもとにアニメーション化した作品を製作する会社が存在しており（ウェストンウッズ社等）、その作品が図書館でのおはなし会*で有効なメディアの一つとして使われている。日本では、おはなしきゃらばん*の活動の中で、この方式が積極的に採り入れられている。

もう一つの問題は反対に、アニメの絵本化、あるいはアニメを原作にして書かれた本の問題である。文学作品を原作とするアニメにも、この種の本は存在する。資料選択*に当たって論議の多いところである。

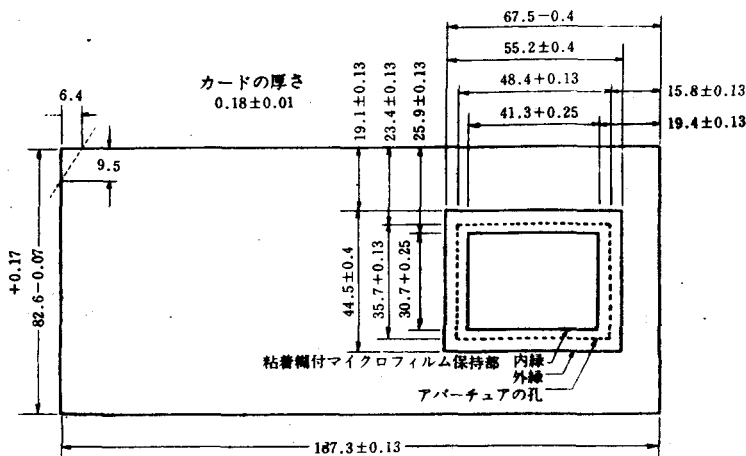
アパーチュアカード aperture card
35ミリのロールマイクロフィルムを、41ミリごとに小さく切断し、カード(82.55mm×

187.25mm)のあらかじめ開けられた窓の部分に貼付したもの。マイクロ資料*の一つ。カードの面上には書誌の事項や分類など、資料に関連する情報を、手書きやタイプライターで持っている。カードセレクターやコンピュータなどによる機械検索が可能で、かつ検出されたカードを見ることによって書誌の情報が得られること、また、カード形式に統一されるため取り扱いが容易で、郵送の手間・費用が節約出来ること、カードを取り換えることで追加訂正・削除が容易で、最新の状態に保てること、内容が縮小され、保管スペースが少なくよいことなど、カードの利点とマイクロフィルム*の利点を結び付けたものである。

アパーチュアカードは、フィルム部分が1こまから8こままで区切って使用出来るため、世界各国において地図や設計図などとともに研究論文、特許公報に多く利用されている。

天野敬太郎（あまの けいたろう）⇒『書誌の書誌』

アメリカ議会図書館（—ぎかいとしょかん）Library of Congress 略称 LC。
アメリカ合衆国議会の図書館であるとともにアメリカの国立図書館*。世界でも最大級



アパーチュアカードの標準サイズ(単位mm)

の図書館である。首都をワシントンに移すことを定めた1800年の法律で、この図書館が議事堂内に創設された。1814年ワシントンを攻略したイギリス軍が議事堂に火を放った際に、蔵書はほとんど失ったが、1815年第3代合衆国大統領トーマス・ジェファソン(Jefferson, Thomas 1743—1826)の蔵書約6000冊を購入し、これを核にして再建された。その後1825年と1851年にも火災に遭い、1897年に現在の独立した建物に移転した。蔵書の増加に伴って、1939年に別館が開設され、1971年に着工した第三の建物もほぼ完成し、1980年末に移転を完了した。1870年の著作権法*の改正で、アメリカ国内における著作権の保護を受けるためには、LCに2冊を納本しなければならないことになり、この納本制度*によって蔵書は着実に拡充されることになった。1899年3月から40年間に在任した第8代館長ハーバート・バートナム(Putnam, Herbert 1861—1955)の時代に、資料・整理・サービスのあらゆる面において整備拡充された。すなわち、LC独自の分類表*を作り、書架目録・閲覧目録を整備し、1901年から印刷カードの頒布、図書館間貸出しを開始した。立法考査業務、視覚障害者に対する無料貸出しが開始されたのも、この時期であった。更に、第11代のマンフォード(Mumford, Lawrence 1903—)館長の時代(1954—74年)には爆発的に膨張し、所蔵する資料は3300万点から7200万点に増加した。また、この時期に



本館(米国議会図書館東京事務所提供)

多くの新技術が図書館業務に導入された。

LCは、上院の承認を得て大統領によって任命される館長の下に、管理局・議会調査局・著作権登録局・整理局・参考局と法律図書館で構成されている。また、LCは議員に対するサービスとして、1914年から立法参考業務を実施してきていたが、単なる参考業務*にとどまらず、法律の専門家を擁して独自の調査活動を行うために、1970年の機構改革で、それまでの立法参考局を議会調査局*に改めた。最近では機械化が進んで、立法関係資料などをデータベースに収め、SDI*サービス(selective dissemination of information 選択的情報提供)を実施し、館内だけでなく議員会館内にもコンピュータの端末機とテレフックスを設けている。法律図書館は120万冊を有する、世界最大の法律専門の図書館である。議会に対して外国法に関する調査を行うとともに、政府の機関、司法部門、研究者などに対してもサービスする。

LCが現在所蔵する2000万冊の図書・パンフレットのうち3分の2は外国語の資料で、その言語は264種に及ぶという。特に1960年代に入ってから、外国書の購入を増やす方針が採られた。その背景の一つは、農産物などを輸出した国で、それによって得た外貨を使ってその国の図書・雑誌などを購入する特別外貨プログラムであり、いま一つは高等教育法の1965年改正による全米収書目録計画*(NPAC)である。これらの計画遂行のために、世界各地に15の事務所またはセンターを設置し、その一つは東京に置かれている。

1965年の高等教育法改正は、世界中の新聞の中から学術研究に役立つあらゆる図書館資料を収集するとともに、その目録情報を国内の図書館に提供することをLCに義務づけた。一方、1960年代には図書館業務の機械化の研究開発が進められ、数年間の実験・準備を経たのち、LCは1969年3月からMARC*(機械可読目録)テープの頒布を開始した。LCは印刷カード・磁気テープのほかに、冊子体の蔵書目録(1952年まで)を刊行し、1953年以降については『全国総合目録』を継続刊行している。

参考局は、一般参考書誌、音楽、科学技術、

貸出し、逐次刊行物、東洋、視覚・身体障害者サービスなど、15の部から成り、立法・法律関係以外の閲覧と参考業務、図書館間貸出しなどを受け持つ。各部ともそれぞれ特色を有するが、特に視覚・身体障害者サービス部は、身体障害者サービス*の全国的な元締めとなっている。視覚障害者に対する無料貸出しは1931年から開始された。当初は点字図書だけであったが、1934年からトーキングブックが含まれた。1952年以降視覚障害児も対象に含まれ、更に1966年の法改正で、通常の図書を利用出来ない身体障害者すべてにサービスが拡張された。現在、この LC の身体障害者サービスに協力する53の地区図書館があり、サービスを希望する人は、医師その他の証明書を添えて登録すれば、地区図書館を通じて、無料で新刊紹介の配布、点字図書、トーキングブック、カセットテープ、再生装置の貸出しを受けることが出来る。また、児童資料も保管・整理されて研究者や編集者などにも利用されている。

『アメリカ議会図書館記述目録規則』

(—ぎかいとしょかんきじゅつもくろくきそく) Rules for Descriptive Cataloging in the Library of Congress 1949年、アメリカ議会図書館* (LC) から刊行された目録規則*。「記述目録」とは、LC が主題目録*と区別するために用いた用語であり、1941年『アメリカ図書館協会目録規則』予備版の発行以後は、その第2部「図書の記述」の範囲を意味することが多くなった。「記述目録規則」とは、書名以下注記までの記録法を示したもので、標目のみを扱った『アメリカ図書館協会目録規則』と対をなしている。

『アメリカ議会図書館分類表』 (—ぎかいとしょかんぶんるいひょう) Library

of Congress Classification アメリカ議会図書館* (LC) が自館のために作成し維持している列挙型の非十進式分類表のこと。この独自の分類表は、厳密な学問的体系との関連よりも実際の利用上の利便を考慮して図書群を配列することを主な目的としている。その歴史は1900年にまでさかのぼり、第8代館長パトナム (Putnam, Herbert 1861—1955) のもとで作成が開始されており、以来今日まで LC の収集図書に適用されながら常に追補・修正され維持され、印刷カード*や全国書誌*、更には MARC* (機械可読目録) に収載されることによって、その利用者に詳しい主題分析のデータを提供している。表の大綱は展開分類法* (EC) を基礎にしたものといわれ、全32巻の大部となっている (法律部門は未完成)。また、大きな特色である記号法は、アルファベット1～3文字と序数1～999までの組み合わせ方式を採用している。このため分類項目のための基礎記号数が多く、区分能力に優れており、日本の『国立国会図書館分類表』* (NDLC) にも影響を与えている。形式区分・地理区分や索引などが各部門ごとに独自に付与されていることなどに見られるように、全体として助記性*に乏しく、整合性に欠ける点があるとしても、一つの図書館における分類政策の在り方の好例として、また大図書館用の自立した分類表として、確固たる位置を占めている。→分類・分類表

アメリカ出版者協会 (—しゅっぱんしゃきょうかい) ⇨「読書の自由」声明・マッカーシズム

アメリカ図書館協会 (—としょかんきょうかい) American Library Association 略称ALA。1876年、アメリカの図書館サービスと図書館の発展向上を目的として創立され

L C	A 総記	B 哲学 ・ 宗教	C—G 歴史 ・ 地理	H—L 社会科学 ・ 教育	M—N 音楽 ・ 美術	P 言語 ・ 文学	Q—V 科学 ・ 技術	Z 書誌 ・ 図書館
E C	A 総記	B—D 哲学 ・ 宗教	E—G 歴史諸科学	H—K 社会科学	L—U 自然科学 ・ 技術	V—W 芸術	X—Y 言語 ・ 文学	Z 図書学

た機関。図書館と図書館員だけでなく図書館事業に関心を有する個人および団体から成る全国的な世界最大の組織。会員には、大別して個人会員、団体会員（図書館、図書館学校、州・地方の図書館協会など）、特別会員（維持会員・賛助会員・購読会員など）の3種があり、現在その総数は3万を超えている。

公共図書館、州立図書館、学校図書館、大学・研究図書館、病院・施設図書館という館種別の5部会と、図書館資源*、整理、参考業務、児童サービス、図書館教育など問題別の9部会と30余の委員会が設けられている。部会活動に含まれない分野について、関心を同じくする50人以上の会員が集まれば、円卓会議（図書館史、展示、若手会員、社会的責任など）の設置が認められる。会員中から選出された約200人から成る評議会（ALA Council）が協会の運営方針を審議決定し、理事会がその執行に当たる。毎年6月に、年次大会と、冬期に事務的会議を主とする集会が開催される。1909年以来、協会の本部はシカゴにある。

協会は、その目的の一つである図書館員の地位の向上に努力を払い、大いに貢献してきた。1924年に図書館学教育委員会（Board of Education for Librarianship）を設置し、同委員会がつくった、教養課程・専門課程・大学院など5通りの図書館学教育の最低基準を1925年7月の評議会で採択して、協会による図書館学校*の認定を開始した。1933年に基準を改訂し、認定するのを三つのタイプに限った。更に、1951年に新しい認定基準を定めたが、この基準では、専門職*としての教育を、高校卒業後最低5年の間で修士号を取得するものに限定した。1955年の協会の再編成以後は、認定委員会（Committee on Accreditation）と改称された。

* 協会はまた、図書館サービスの水準の向上に資するために各種の基準を設定してきている。公共図書館については、1942年に「戦後基準」、1956年に「公共図書館サービス」、1966年に「公共図書館システムの最低基準」を採択し、そのほか、大学図書館（1959年）、短期大学図書館（1960年）、病院図書館（1963年）、公共図書館の児童サービス（1964年）などにつ

いても基準を定め、逐次改訂を行っている。

1945年10月、協会は連邦議会との接触を緊密にするために首都ワシントンに事務所を設け、議員に対する働き掛けを開始した。1956年に「図書館サービス法（Library Services Act）」の成立をみて、この運動は最初の成果を挙げた。この法律は、農村地域において公共図書館サービスを拡張する目的で各州が立案した事業計画に対して、連邦から毎年750万ドルを限度として補助金を交付するという内容のものであった。1964年には「図書館サービス建設法（Library Services and Construction Act）」が制定され、農村地域という制限が撤廃されて、都市部に対しては法が適用されることになり、同時に図書館建設も補助の対象に含められた。その後も法改正によって身体障害者・高齢者に対するサービス、図書館協力*などが補助の対象に追加され、補助金も1965年度以降は大幅に増額されて今日に及んでいる。

第二次世界大戦直前の1939年6月に、協会の評議会は、「図書館の権利宣言*」を採択し、その後時代の趨勢に応じて数回これを改訂した。1940年に「図書館利用者の権利を守るために必要とされる措置を勧告する」ために、知的自由委員会*が設置された。1948年以後、公務員の忠誠誓約問題、マッカーシー旋風などを経験する中で、図書館の知的自由および図書館員の立場を擁護することが重要になり、1970年になって、委員会の任務を「図書館利用者、図書館および図書館員の権利を守るために……」と書き換えた。事件の増加に対処するためあって、1967年12月にシカゴの協会本部に知的自由担当のオフィス（Office for Intellectual Freedom）を開設した。また、1969年に保身に関して法律上および財政的援助を与えるために、協会とは別個の団体として読書の自由財団（Freedom to Read Foundation）が設立された。

また、協会内に1886年には出版部が設けられた。1902年にカーネギー財団から10万ドルの基金の寄付を受けて以後、出版活動が盛んとなり、今日までに約2000点の図書館関係の図書を出版した。版を重ねている出版物として、『アメリカ図書館法令集』『英米目

録規則』*『参考図書ガイド』など、定期刊行物として、“American Libraries”, “College and Research Libraries”, “Journal of Library Automation”, Library Resources and Technical Services”

『アメリカ図書館協会件名標目表』

(——としゃかんきょうかいけんめいひょうもくひょう) List of Subject Headings for Use in Dictionary Catalogs 1895年、蔵書数10~20万冊ほどの中小規模の公共図書館に向けて、アメリカ図書館協会から刊行された件名標目表。略称『ALA 件名標目表』。カッター (Cutter, Charles 1837—1903) の『辞書体冊子目録規則 (“Rules for a Printed Dictionary Catalogue”) 第3版』(1891年)の99~120節の付録として作成されたもので、1892年に任命されたカッターほか2名から成る編集委員会が、それまでに刊行された冊子体の件名目録の件名を参考として、「教養あるアメリカ人の大多数が捜すと思われる」件名をリストにまとめた。1904年に修正版、1911年に第3版が刊行された。

しかしアメリカ議会図書館* (LC) が1901年から、件名を記載した印刷カードの発売を開始したこと、そのLCが1909年に“Subject Headings Used in the Dictionary Catalogs of the Library of Congress”を刊行したこと、1923年に小公共図書館向けの件名標目表として、シアーズ (Sears, Minnie 1873—1933) の“List of Subject Headings”が刊行されたことにより意義が薄れ、絶版となった。それまで、多数の図書館によって用いられ、件名の標準化、辞書体目録*の均質化に大きな役割を果たしたといわれる。

『アメリカ図書館協会目録規則』(——としゃかんきょうかいめくろくきそく) ALA Cataloging Rules for Author and Title Entries, 2nd ed., 1949. 1949年、アメリカ図書館協会* (ALA) から刊行された目録規則*。略称『ALA 目録規則』。アメリカ図書館協会* が初めて制定した目録規則は“Condensed Rules for an Author and Title Catalog” (1883年) といい、カッター (Cutter, Charles 1837—1903) の『辞書体目録規則』(1876年)を簡略化したものであった。1901

年アメリカ議会図書館* (LC) の印刷カード*頒布が始まるとともに、図書館員の協同目録作業* についての関心は高まり、翌年にはALA 規則の見本版がLCで印刷された。LCと一致する統一規則を作るべくALA目録委員会 (委員長 J. C. M. Hanson) は調整に努め、更に英国図書館協会 (The Library Association, 略称 LA) とも協議した末、1908年「アングロアメリカンコード」アメリカ版を刊行した。次いで、1941年に第2版の予備版を発行。

この版の特徴は第1部「記入と標目」、第2部「図書と記述」に分けて刊行したことである。後者については複雑で応用例を豊富に採り入れる必要のあることからLCにゆだねられ、第1部のみ第2版本版として1949年に刊行された。ゆえに『ALA 目録規則』は標目*が中心であり、記述*部分は『アメリカ議会図書館記述目録規則』(1949年)をもって代替することになった。多くの細則を論理的に再構成して158項にまとめ、そのおののに具体例を付し、更に用語解説・翻字表を付けるなど画期的なものとなった。通常この規則をもって『ALA 目録規則』一般を代表させている。

その後、1961年バリでの国際会議で確認された原則をもとに、『英米目録規則』*の北米版が1966年に、英国版は1967年に刊行された。このように1世紀にわたって『ALA 目録規則』はたびたび改訂され、著者主記入を中心とした国内の統一から国際間への統一へと発展した。→『アメリカ議会図書館記述目録規則』

アメリカ文化センター (——ぶんか——) American Cultural Center 略称 ACC。現在の正式な名称はアメリカンセンター。東京、大阪、京都、名古屋、福岡、札幌に所在する、アメリカ国務省所属の対外情報機関。出版されて5年以内のアメリカの図書や政府刊行物、パンフレット、雑誌のほかビデオテープや録音テープ、マイクロ資料等を所蔵し、希望者に貸し出している。

1945 (昭和20) 年11月、当時の占領軍民間情報教育局によってCIE* 図書館として発足し、講和条約の成立に伴い、1952年5月アメリカ情報サービス (USIS) と改称、更にアメ

リカ文化センター (ACC) の名称を経て現行のアメリカンセンター (American Center) に組織変えられた。戦後の日本にアメリカの公共図書館サービスの姿を紹介し、開架式、レファレンスサービス、視覚資料の普及など、図書館界に大きな影響を与えた。

アメリカン・センター ⇨ アメリカ文化センター・CIE

アラビア数字 (—すうじ) Arabic numerals 1, 2, 3…等と記され、数を表現する文字の一種。算用数字ともいう。ローマ数字 (I, II, III…) や、エジプト数字のように数だけ棒を引く表記法と異なり、ギリシア文字のように字形が全く異なる記号で数を示す。更に、数字のある位置によって位取りを示す点は、バビロニアの方式である。これに紀元前 200 年ごろインドで発明された 0 (ゼロ) が加わって数の表現は自由になったといわれる。もともとインドで作られた数字が、アラビアの隊商により 8 世紀ごろヨーロッパに伝えられ、印刷術の発明により普及したもののといわれる。

『日本目録規則』*では、書名と著者表示などではそのままとの数字を記載するが、その他は原則としてアラビア数字を用いる。

アラビア文字 (—もじ) アリフ (a) に始まる 28 の単音文字とハムザ (発音記号の一種) から成り、右から左へ 1 語ごとに文字を続けて書く。アリフ以外は全部子音文字で、他の母音は文字の上下に符号を付けて表す。文字と文字が連結するため、一つの文字につき、頭字、中字、尾字の 3 体があり、位置によって異なる形をとる。ただしその左側の文字に連続しない 6 字がある。

アラビア語に限らずイスラム文化圏一般に通用され、イラン語は 4 文字、ウルドゥ語は更に 3 文字を独自に追加する。またトルコ語、インドネシア語でもかつてアラビア文字を使用していた。ローマ字*への翻字 (法)*は各種あるが、多くの図書館では一般にアメリカ議会図書館の翻字表によっている。

荒利益 (あらりえき) 商品の売上高から、その商品を生産するために直接支出される費用、すなわち出版物では著者に支払う費用、資材費、印刷・製本費などを差し引いた

もの。書店では仕入れ値を差し引いたものをいう。300 円の本が 10 冊売れ、その本が 7 割半で仕入れられたならば、 $300(\text{円}) \times 10(\text{冊}) - 300(\text{円}) \times 0.75 \times 10(\text{冊}) = 750(\text{円})$ が荒利益となる。

有山嶽 (ありやま たかし) ⇨ 日本図書館協会・日野市立図書館・ワーク・ショップ

アルファベット alphabet ギリシア語の第 1 字アルファと第 2 字ベータとを併せ呼んだラテン語の「アルファベット」に由来する語。広義には一つの言語の表音文字の伝統的な配列順序をいうが、狭義にはラテン文字 (ローマ字*) 系のそれに限っている。ラテン文字系の文字は表音文字の中でも字体が最も簡明であり、西欧文明が世界各地に普及するにつれて、各地の言語を表記する文字となった場合もある。人間の文字は表意文字として発生し、メソポタミアやエジプトの文字もそれであったが、前 18〜15 世紀ごろシナイ半島で表意のエジプト文字から表音文字を作って (漢字→仮名もこの方式) シナイ文字が生まれ、現在の大部分の文字の起源となった。その一つが、フェニキア文字→ギリシア文字→エトルリア文字から派生したラテン文字である。これらの間に変遷はあるが、対応のたどれる文字が大部分である。そして、その後もラテン文字は西欧諸国語の文字となって整備されていった。ラテン文字は、それらの字体の基礎であり、その文化的意義が大きいことはいままでもない。現代の英語で最も字数が少なく、大文字・小文字各 26 種に、それぞれ活字体と筆記体とがある。また、アルファベットは、アルファベット順、ABC 順と呼んで、日本独自のいろは順、五十音順などと同様に序数として用いられる。目録*や索引などの見出し語の配列——人名・書名などの標目*の表記にローマ字を採用した場合に使用される。⇨アルファベット順配(排列)

アルファベット順配(排列) (—じゅんはいれつ) alphabetical filing 目録や索引などの人名・団体名・書名などの項目を、アルファベット順により配列する方法。並べる際、ABC 順を基準にするので ABC 順配列ともいう。我が国でも、ことばをローマ字化して用いるなど、五十音順配列とともに多用

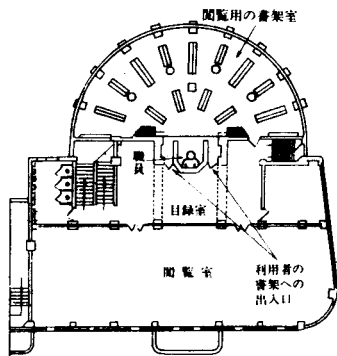
されている。項目が外国語の場合や、外国語を多く含む場合に便利である。言語の相違によって、たとえばロシア語・ギリシア語などアルファベット文字が若干異なる場合があるので、そのための規定が必要である。→配列規則

『アレオパジティカ』⇒『言論の自由』

アンカット本（——ぼん）uncut 製本の際、図書の天・地・小口を切り落とさないで装丁した図書。ヨーロッパには読者がアンカット本を買い、自分の好みに合わせて再製本する風習があり、アンカット本は複製本のものが多い。我が国では例外を除いてアンカット本は造られていない。→装丁

アングラ出版（——しゅっぱん）⇒地下出版

安全開架（あんぜんかい）閲覧方式の一つ。安全接架、イギリス式接架ともいう。利用者*が自分で書架から自由に本を選ぶことが出来るが、閲覧室*へ持ち出す時には、カウンター*で手続きをしなければならない。



例：東京市立京橋図書館(昭和4年)

閲覧を中心とする考え方に基づく方式で、紛失を避けるために行われているが、貸出し中心の第一線図書館*では、ほとんど見られない方式となった。→閲覧方式

案内標示（あんないひょうじ）図書館が、利用者のために、掲示板・看板・ポスター・ステッカーなどによって図書館の所在、利用方法、資料の検索の仕方、集會行事などを知らせ示す図書館ビジュアルの一つ。利用

者と図書館を結び付けたり、利用者と資料を結び付けたり、図書館に対する理解を一層深めてもらうためのものである。図書館内の人目につきやすい所に置き、図書館施設の利用法、分類や目録の使い方、図書館資料の検索の仕方、書架案内などを主とするものと、図書館の外壁や屋上、また公共施設内とか、バス・電車の車内に所在地や集會行事などの案内をするものがある。図案とか色彩の調和を配慮した上で、分かりやすく印象に残る表現で作成することが望ましい。→図書館ビジュアル・利用案内

い

EC ⇒展開分類法

イギリス図書館協会（——としょかんきょうかい）Library Association イギリスの図書館員の組織。略称 LA。図書館運営の改善、図書館員の地位および資格の向上、公衆のための図書館設立の推進などを目的とする。1975年末の会員数は個人会員 20132、機関会員 586、海外会員 2420、計 23138 名で、アメリカ図書館協会*に次いで大きい組織である。

1877年10月2～5日、ロンドンで9か国から218名の参加を得て図書館員の国際会議が開催され、その最終日に連合王国図書館協会（Library Association of the United Kingdom）が結成され、1896年に現行の名称に改められた。1898年2月17日に法人組織になる許可を得て、その際に司書資格を認定する権限を与えられた。1961年の総会で承認された規則改正（1967年1月から施行）によって、機関会員は選挙権および被選挙権を失うことになり、協会は個人会員中心の組織に変容した。

規則に従って選出された60名から成る理事会が協会の執行機関である。理事会の経常的な業務は、執行、教育、国立・学術・医学図書館、公共図書館、専門図書館、出版、研究開発の七つの常任委員会と評価委員会（認定試験の実施を担当。Board of Accessors）によっ

て進められる。

協会には12の支部があり、国内の会員はその勤務地によって自動的に一つの支部に属する。支部は集会を開催し、研究グループの組織化を援助し、出版活動を行う。支部とは別に、公共図書館、参考業務、児童サービス、病院・障害者、目録・索引法など、17の部会があり、会員は追加会費なしに二つの部会に所属することが出来る。協会の本部はロンドンにあり、1965年に新しい建物に移った。ここには事務局長以下60数名の専任職員がおり、理事会および常任委員会の方針と指示に従って会務を遂行している。

イギリスにおける図書館員の養成は、第二次世界大戦が終わるまでは、ロンドン大学を唯一の例外として、実地教育が中心であり、図書館に働きながら専門職への登用を望む者に対して図書館協会が試験を実施して、合格者に2段階の資格を認定するという方法を取ってきた。しかし、第二次世界大戦後、当初は復員軍人の職業再教育のために、各地の高等教育機関に図書館学校が設置されるようになった。初めは大学内における地位は決して高くはなかったが、専門教育の年限を2年に延長し、それに伴って1960～63年の間に図書館学の専任教員数が倍増して以後、学内の地位が改善された。こういう図書館学教育の充実の傾向を反映して、協会の1964年の新シラバスは2年間の専門教育を想定するものとなった。試験はコア4科目と選択6科目について実施し、これに合格すると協会の準会員(Associate)の称号が与えられ、その後論文を提出して、それが独創的な研究であると認められれば正会員(Fellow)の称号が与えられる。イギリスの図書館界において、FLA(Fellow of Library Association)という称号は誇り高いものであった。しかし、1960年代後半に、ロンドン大学以外にも大学院課程の図書館学部が開設され、修了者に大学独自の学位を授与するようになった。そして、学位取得者が増加するにつれて、資格認定のことを含めて、協会が専門職養成の面で果たす役割は相対的に小さくなりつつある。

1957年に、文部大臣は協会の内に公立図書館サービスの組織を検討するために委員会を

任命した。委員長には、ケンブリッジのペンブローーク・カレッジの学長で、1952年に協会の会長を務めたシドニー・ロバーツ卿が就任した。この委員会およびその後の二つの作業グループの勧告(ロバーツ報告と呼称される)を通じて、図書館協会の見解が政府の政策に反映されることになり、1964年の図書館法によって、協会が長年望んでいた公立図書館の再編成が実現した。出版活動も盛んで、月刊の機関誌“Library Association Record”のほかに、季刊の“Journal of Librarianship”, 隔月刊の抄録誌“Library and Information Science Abstracts”と二つの雑誌記事索引を発行している。

ICOM (イコム) ⇨ 国際博物館会議

石井茂吉 (いしい もきち) ⇨ 写真植字

石井桃子 (いしい ももこ) ⇨ 『子どもの図書館』・文庫活動

石川倉次 (いしかわ くらじ) ⇨ 点字

石川県立図書館 (いしかわけんりつとしょくかん) ⇨ 読書会活動

ISO (イソ) ⇨ 国際標準化機構

遺贈 (いどう) bequest 遺言により、無償で財産上の利益を他人に与えること。ある人の収集した資料が遺言によって図書館に贈られるという例がこれに当たる。遺言の内容として最も重要なもので、民法第996～1003条、第1031～1042条に規定がある。遺言による行為であるから、当然に遺言者死亡の時にその効力を生ずることとなる。この場合、図書館としては資料の受入れを、寄贈として処理する。

板紙 (いたがみ) 腰の強い厚手の紙の総称。一般に、厚さ0.3ミリ以上のものをいう。稻わら・麦わら・古紙などの原料に熱い蒸気を強く当てるなどしながら砕き、不純物を除いたあと、圧搾・乾燥して厚手に漉(す)いたり、または数層重ねて貼り合わせたりして製造される。大きさは全紙(漉いたまま裁断してない大きさ)の寸法で、F判(本判65cm×78cm)、K判(菊判64cm×94cm)などがある。いわゆるボール紙のことで、製本に用いられる茶ボールのほか、わらを多くした粗末な黄ボール、白ボール、マニラ麻の繊維を混入した丈夫なマニラボール、股ボー

ルや建築用板紙など各種ある。

委託 (いたく) ⇨ 業務委託

委託販売制度 (いたくはんばいせいど)
出版社が書店(小売店)に販売を委託して、書籍などを読者に供給する方法(機構)。我が国の代表的な出版流通形態で、大部分は出版社から次取店*(問屋)を通して書店に届けられるという経路を踏んでいる。書店では、書籍を定められた委託期間に応じて店頭に並べておくが、売れ残ったものはその期間内であれば返品出来る。委託期間は、大体2~6か月というのが普通である。→出版流通

板目紙 (いためがみ) 和紙*をいく枚も糊で貼り重ねて造った厚手の用紙。大きさは今日のB4判より少し大きい。ことばの意味は俗に板目(板の木目)を思わせる紙という意味とされているが、本来は撓(いた)める、打ち固める、という意味であり、撓め皮などと同じ。商店の台帳や和本、書類綴りの表紙に使われていた。

市川清流 (いちかわ せりゅう) ⇨ 書籍館 (しよじやくかん)

一本喜徳郎 (いちき きとくろう) ⇨ 地方改良運動

一次書誌 (いちじしよし) ⇨ 書誌

一次資料 (いちじしりょう) primary source 知識、思想、情報などを他の人に伝達するために、紙、写真、磁気テープなどに記録したもので、二次資料*に対していう。科学技術の場合は、学術論文、技術レポートなどをさす。一次文献・一次刊行物・一次情報などということもある。目録、索引などの二次資料*や三次資料*に対することばとして使われるが、研究者が研究のために使用する資料という意味で使われることもある。

日本学術会議*は1971(昭和46)年に「1970年以降の科学技術について」委員会において、「一次情報とは研究の成果を新たに公の流通の場に提供したものをいい、いわゆる一次情報誌(学術雑誌など)に原著論文として掲載公告するものである」と定義している。

一夜貸し (いちやがし) overnight loan 図書館資料を閉館時から翌日の開館時までの制限つきで館外貸出しすること。本来、図書

館資料はすべて公開され、館外での利用も可能となっていなければならない。しかし一部の参考図書*類や新着の雑誌等は、全利用者への、公平で効率的な提供を考えて、やむなく貸出し制限をせざるをえない。ほかに代替の不可能な貴重資料などは特にそうである。このうち参考図書や新着雑誌については、複本*を備えるなどしてなるべく禁帯出*資料を少なくしていく傾向にあるが、それも予算面の制約などから簡単には実現出来ない場合も、少なくない。

このような場合、利用者の要求を満足させるため、翌日の来館利用者に支障のない範囲で、また紛失・破損などに十分注意しながら、特に一晩だけ館外貸出しをするのが一夜貸しである。この方法は、アメリカの図書館などで盛んに行われているサービスの方法であるが、利用者の要求にも応える一方、図書館資料の保存と利用の両側面をも充足させる合理的な手段といえよう。

五日市町立図書館 (いつかいちちょうりつとしやくかん) ⇨ 地方行政資料・図書館設置条例・プライバシーの尊重

一括記入 (いっかつきにゅう) 図書の目録記入*の一方法。分割記入*の対語。全集や講座・叢書などの「多巻もの」の記入作成に当たって、各冊ごとに記入を作らず、全体を一つの著作として作成する記入である(『日本目録規則新版予備版』)。たとえば、『世界文学全集』では全巻名により記述し、各巻の巻名「ギリシア・ローマ」とか「ジッド」とかは、各巻号の順に内容の位置に記述される。多巻ものの目録記入について、我が国のそれまでの目録規則では一括記入が主流であったが、『日本目録規則*新版予備版』は分割記入の方式を原則とし、一括記入の採用は各図書館の採択にゆだねている。

一括記入は、数冊に分かれた著作全体を一覧するのに便利であり、カード枚数も少なく、配列も手間がかからない。しかし、継続発刊されるものを扱う場合には、全巻そろうまで待ったり、あるいは発刊のたびごとに追加記入を繰り返したりするという不便はある。

一括注文 (いっかつちゅうもん) ⇨ プランケット・オーダー